

第1日目

令和元年5月8日（水）

午前10時零分開会

○臨時議長（手嶋栄治君） これより令和元年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議長選挙までの議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従いまして、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

ここで、市長招集挨拶を許可します。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに令和元年第2回朝倉市議会臨時会を招集いたしました。議員各位におかれましては、先般執行されました朝倉市として4回目となる市議会議員選挙において、18人の議員定数に対し、24人が立候補された激戦を制し、当選の栄誉に輝かれましたことにお喜びを申し上げます。

国内におきましては、5月1日に皇太子殿下が御即位され、新元号令和が施行されました。令和元年の初議会でもあり、感慨深く、まことに喜ばしいこととあります。

朝倉市としましても、5月1日から10日までの予定で天皇陛下御即位に伴う記帳所を本庁及び各支所合わせて3カ所に設置いたしておりますが、これまで多くの皆様に御記帳いただくことができ、この場をおかりしましてお祝いを申し上げたいと存じます。

政府は、10月からの消費税率引き上げによる経済への影響の平準化に向けた施策、幼児教育の無償化及び社会保障の充実、並びに重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施していく動きとなっております。これらの施策、取り組みに関しましては、市としても着実に履行してまいりたいと考えております。

さて、私は、平成30年から市政を担当させていただき、就任当初からふるさとを取り戻すの理念のもと、昨年を復興元年と位置づけ、まずは出水期の2次災害の防止と再び本市を襲った平成30年7月豪雨災害の対応に全力で取り組んでまいりました。令和元年度におきましては、復旧・復興を着実に前に進め、さらに加速させたいと考えております。発生から間もなく2年を迎え、仮設住宅で生活できる期限が迫っております。被災された皆様の生活再建に全力で取り組んでまいります。3月に市議会の議決をいただきました第2次朝倉市総合計画の将来像「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の実現及び災害からの復旧・復興と地方創生の推進に向けて、全庁挙げて取り組んでまいります。

さまざまな施策を実施していくには、議員各位の御協力が必要となります。市政運営に

対しまして温かい御支援と御理解、御指導を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

(市長降壇)

○臨時議長(手嶋栄治君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時8分再開

○臨時議長(手嶋栄治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(手嶋栄治君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(手嶋栄治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(手嶋栄治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検願います。

(投票箱点検)

○臨時議長(手嶋栄治君) 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。議会係長。

○係長(伊東正裕君) それでは、点呼いたします。

1 番仲山寛議員	2 番徳永秀俊議員	3 番北川清文議員
4 番熊本正博議員	5 番加藤正二議員	6 番小島清人議員
7 番佐々木明子議員	8 番鹿毛哲也議員	9 番内田恵三議員
10 番半田雄三議員	11 番堀尾俊浩議員	12 番中島秀樹議員
13 番浅尾静二議員	14 番柴山恭子議員	15 番大庭きみ子議員
16 番梶原康嗣議員	18 番実藤輝夫議員	17 番手嶋栄治議員

(投票)

○臨時議長(手嶋栄治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（手嶋栄治君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（手嶋栄治君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に実藤輝夫議員、及び仲山寛議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。演壇までお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（手嶋栄治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票。

これは先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18票

無効はゼロです。

有効投票中

堀尾俊浩議員 17票

実藤輝夫議員 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、堀尾俊浩議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました堀尾俊浩議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

堀尾俊浩議員の御挨拶をお願いいたします。堀尾俊浩議員。

（堀尾俊浩君登壇）

○議長（堀尾俊浩君） ただいま選挙によって議長に選出していただきました堀尾でございます。今、朝倉市議会には災害からの復旧復興というのが、先輩議員も言われておりますけど一丁目一番地ということでしっかり取り組んでいかなければならないと思っておりますが、それと同時に、市民に開かれた議会を目指し、人口減少問題等の課題、多くの課題に取り組んでいかなければならないと思っております。私の至らないところ、欠けるところは、皆様方からのフォローをいただきながら一丸となってこれからの議会活動に取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。きょうはありがとうございます。

（堀尾俊浩君降壇）

○臨時議長（手嶋栄治君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、堀尾俊浩議長、議長席にお着きをお願いいたします。

(堀尾議長 議長席へ着く)

○議長(堀尾俊浩君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時35分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまからの議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の選挙と同様、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(堀尾俊浩君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(堀尾俊浩君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(堀尾俊浩君) 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。議会事務局係長。

○係長(伊東正裕君) 点呼いたします。

1 番仲山寛議員	2 番徳永秀俊議員	3 番北川清文議員
4 番熊本正博議員	5 番加藤正二議員	6 番小島清人議員
7 番佐々木明子議員	8 番鹿毛哲也議員	9 番内田恵三議員
10 番半田雄三議員	12 番中島秀樹議員	13 番浅尾静二議員
14 番柴山恭子議員	15 番大庭きみ子議員	16 番梶原康嗣議員
17 番手嶋栄治議員	18 番実藤輝夫議員	11 番堀尾俊浩議員

(投票)

○議長（堀尾俊浩君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀尾俊浩君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に佐々木明子議員、及び中島秀樹議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。演壇までお願いいたします。

（開票）

○議長（堀尾俊浩君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 18票。

これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 1票

うち白票 1票

有効投票中

鹿毛哲也議員 16票

大庭きみ子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、鹿毛哲也議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鹿毛哲也議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

鹿毛哲也議員の御挨拶をお願いいたします。鹿毛哲也議員。

○副議長（鹿毛哲也君） ただいま副議長に当選をさせていただきました鹿毛哲也でございます。

今朝倉市の抱えている問題は、災害復旧、それから人口減少等々、議長も申しましたように、解決しなければならない課題をたくさん抱えておるところでございます。私も議長を支えながら、そして皆様方と一致団結してこの難局を乗り切っていきたいというふうに思う次第でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時50分休憩

---

午前10時52分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。議会係長。

○係長（伊東正裕君） それでは、議席番号を朗読いたします。

1 番仲山寛議員	2 番徳永秀俊議員	3 番北川清文議員
4 番熊本正博議員	5 番加藤正二議員	6 番小島清人議員
7 番佐々木明子議員	8 番内田恵三議員	9 番半田雄三議員
10 番中島秀樹議員	11 番浅尾静二議員	12 番柴山恭子議員
13 番大庭きみ子議員	14 番梶原康嗣議員	15 番手嶋栄治議員
16 番実藤輝夫議員	17 番鹿毛哲也議員	18 番堀尾俊浩議員

以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

次に、会期についてお諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番仲山寛議員

2 番徳永秀俊議員

を指名いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

---

午後1時19分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

総務文教常任委員に、

北川清文議員

加藤正二議員

小島清人議員

佐々木明子議員　中島秀樹議員　堀尾俊浩議員

以上の6名を、

環境民生常任委員に、

徳永秀俊議員　熊本正博議員　半田雄三議員

浅尾静二議員　大庭きみ子議員　鹿毛哲也議員

以上6名を、

建設経済常任委員に、

仲山寛議員　内田恵三議員　柴山恭子議員

梶原康嗣議員　手嶋栄治議員　実藤輝夫議員

以上の6名を、それぞれ指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君)　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

---

午後2時6分再開

○議長(堀尾俊浩君)　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

小島清人議員　佐々木明子議員　半田雄三議員

大庭きみ子議員　柴山恭子議員　手嶋栄治議員

以上の6名を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君)　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を、議会運営委員に選任することに決しました。あらかじめお伝えします。

本日の会議は、時間の都合上午後7時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩します。

午後2時7分休憩

---

午後4時35分再開

○議長(堀尾俊浩君)　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

徳永秀俊議員 北川清文議員 加藤正二議員

内田恵三議員 半田雄三議員 手嶋栄治議員

鹿毛哲也議員 堀尾俊浩議員

以上の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

仲山寛議員 熊本正博議員 小島清人議員

内田恵三議員 浅尾静二議員 鹿毛哲也議員

堀尾俊浩議員

以上の7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました7名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外3市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外三市町高等学校組合議会議員に、

小島清人議員 佐々木明子議員

以上の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が久留米市外三市町高等学校組合議会議員に当選されました。

今までの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、議案の上程等の上程を行います。

本日、市長から議案6件の送付を受けました。

これを一括上程し、市長に第36号議案から第40号議案までの5件の提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、専決処分について2件、補正予算について2件、条例の一部改正について1件、合計5件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第36号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第37号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されること等に伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第38号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険料の軽減強化に関する制度改正に伴い補正しようとするものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、予算総額を461億9,000万円といたしました。

歳出では、民生費において介護保険特別会計繰入金を3,000万円計上いたしました。

また、歳出に伴う財源といたしまして、国庫支出金1,500万円、県支出金750万円、財政調整基金繰入金750万円を増額補正いたしました。

第39号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険料の軽減強化に関する制度改正に伴う財源組みかえについて補正するものです。

次に、第40号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じた

ので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後4時45分休憩

---

午後4時45分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第36号議案専決処分について(朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、第36号議案から第40号議案までの5件の議案等の質疑が終わりました。

これより議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

第36号議案、第37号議案、第38号議案、第39号議案及び第40号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議にて議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、第41号議案について提案理由の説明に入る前に、地方自治法第117条の規定により、梶原康嗣議員の退席を求めます。

(14番梶原康嗣君退席)

○議長(堀尾俊浩君) それでは、市長から第41号議案の提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 第41号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、議員のうちから梶原康嗣を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後4時50分休憩

---

午後4時50分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第41号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案の質疑は終わりました。

これより、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

第41号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ここで、梶原康嗣議員の着席を許可します。

(14番梶原康嗣君着席)

○議長(堀尾俊浩君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午後4時52分休憩

---

午後5時26分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第36号議案専決処分について(朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了します。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第36号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第37号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第37号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第38号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案の審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により、梶原康嗣議員の退席を求めます。

(14番梶原康嗣君退席)

○議長(堀尾俊浩君) それでは、第41号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、第41号議案は原案のとおり同意されました。

ここで、梶原康嗣議員の着席を許可します。

(14番梶原康嗣君着席)

○議長(堀尾俊浩君) 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決しました。  
お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和元年第2回朝倉市議会臨時議会を閉会いたします。

午後5時32分閉会